

京都市上下水道企業管理規程第10号

京都市給水工事及び排水設備工事の費用の分割納付に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市給水工事及び排水設備工事の費用の分割納付に関する規程の一部を改正する規程

京都市給水工事及び排水設備工事の費用の分割納付に関する規程を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市給水装置工事及び排水設備工事の費用の分割納入に関する規程

第1条中「給水工事」を「給水装置工事」に、「納付」を「納入」に、「定めること」を「定めることにより、給水装置工事及び排水設備工事に係る費用の納入義務の適正な履行を確保すること」に改める。

第2条の見出し中「給水工事」を「給水装置工事」に、「納付」を「納入」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「給水工事」を「給水装置工事」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「給水工事」を「給水装置工事」に、「納付」を「納入」に改める。

第3条、第4条、第5条、第6条及び第9条（見出しを含む。）中「納付」を「納入」に改める。

第12条第2項中「生じたとき」の右に「、工事費の分割納入につき承認を受けた者」を加える。

第13条の見出し中「納付」を「納入」に、同条各号列記以外の部分中「一」を「い

ずれか」に、「こととなつた」を「こととなつた」に改め、同条ただし書中「場合には」を「ときは」に、「上下水道事業管理者」を「管理者」に、「納付」を「納入」に改める。

第1号様式中 「給水工事費」 「給水装置工事費」
分割納付申請書 を 分割納入申
排水設備工事費 排水設備工事費

請書」に、「京都市上下水道事業管理者 殿」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「京都市給水工事」を「京都市給水装置工事」に、「分割納付に」を「分割納入に」に、「分割納付したい」を「分割納入したい」に、「分割納付の」を「分割納入の」に改める。

第2号様式中 「給水工事費」 「給水装置工事費」
分割納付 を 分割納入 に、「殿」
排水設備工事費 排水設備工事費

を「様」に、「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「分割納付の件」を「分割納入を」に、「納付して下さい」を「納入してください」に改め、同様式備考中「分割納付証書」を「分割納入証書」に、「納付されない」とを「納入されない限り」に、「納付されない場合」を「納入されない場合」に改め、同様式裏中「納付すべき」を「納入すべき」に、「納付する」を「納入する」に改める。

第3号様式中 「給水工事費」 「給水装置工事費」
分割納付証書 を 納入証書 に、
排水設備工事費 排水設備工事費

京都市上下水道事業管理者 殿」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「分割納付を御承認の」を「分割納入された」に、「給水工事」を「給水装置工事」に、「分割納付に」を「分割納入に」に、「納付します」を「納入します」に、「納付すべき」を「納入すべき」に、「納付する」を「納入する」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)